

令和4年7月15日

組合員の皆さま  
組合系統関係者の皆さま  
林業事業体の皆さま

静岡市森林組合  
代表理事組合長 見城久雄

## 口仙俣地区伐採についてのお詫びと現状報告

急啓

静岡新聞並びにテレビ朝日の番組で報道されました、当組合の葵区口仙俣地区における伐採行為について、関係する皆さまにはご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。今回、当組合の事業を実施するにあたり、説明不足のまま進めてしまったことで、山林所有者に多大なご迷惑をかけてしまいました。当組合と致しましては、組合員(山林所有者)の意に沿った森林整備を行い、二度とこのような事態が起こらないよう、改めて職員教育の徹底を図るべく努めて参る所存です。現時点で分かっていること、これからのことについてご報告いたします。

### 【概要】

今回、起こした山林所有者への説明不足による誤伐は、静岡県の森の力再生事業(事業としては途中廃止により不成立)により、当組合が整備者として進めていた葵区口仙俣字桧木山で発生しました。問題が発覚した発端は、令和4年1月25日に 静岡県に提出する整備実績書(完了報告)の確認をしていただくために山林所有者の一人である所有者Aのご自宅に訪問したところ、提示した現地写真等を見て、伐採の方法について承服しかねるとの意見を伝えられたことです。

当組合は令和2年度から令和3年度にかけて、権利者である所有者Aが管理する、葵区口仙俣の山林を森の力再生事業を利用して整備する提案と施業を行ってまいりました。当初の提案では、全施工地36haを令和2年度で全て実施する予定でしたが、当組合の担当職員の退職などで調査や申請事務が滞り、静岡県中部農林事務所と所有者A、それぞれと協議をし、既存の作業道で分けた尾根側部分の5haを令和3年度に実施するよう変更しました。施工方法としては、令和2年度の施工地は、群状間伐と単木間伐で実施し、令和3年度施工の5haについては、強度の列状間伐で実施する計画をたてていました。

冒頭のとおり当組合は、所有者Aに対して令和3年度森の力再生事業として現地作

業の完了報告をしたところ、同氏が想定していた伐採幅 5m程度の一般的な列状伐採より、かなり広がったため当組合と静岡県中部農林事務所に対して不服の申し出がありました。この事業の完了届の提出期限まで、納得いただけるよう事業目的と実施効果を説明してまいりましたが、最終的には所有者の理解が得られませんでした。そこで、当組合と権利者の連名で補助事業の廃止届を静岡県に提出し、補助金の交付決定を取り消していただきました。令和2年度は、群状伐採と単木伐採で実施しましたが、令和3年度は、その施工地が熊による樹皮剥ぎ被害が顕著であることや、標高が高いので下草や広葉樹の発生が遅いだろうと想定し、広葉樹林化を速やかに進めるため通常よりも伐採幅を広くしたらどうかと、静岡県中部農林事務所からの提案を受け、15m幅の列状伐採を実施してしまいました。また当該地は、所有者 A と所有者 B の共有地ではありましたが、管理は所有者 A が行っているという書面の作成などにより、所有者 A とのみ委託契約を締結し事業を進めてしまいました。しかし実施後、所有者 B からは自分に説明なく、不当な伐採が行われたとの申し出がありました。

今回の間伐事業は、静岡県中部農林事務所の指導のもと進めてきたこととは云え、当組合においても説明、確認において欠けていた面が大いにあり、山林所有者の方へ大きな不利益を掛ける結果となってしまいました。

#### 【相手方との現在の状況】

新聞報道があった4月15日に、本件について臨時の理事会を開催し、役員への報告と、損害補償や慰謝料について決定し、4月19日に所有者 A のご自宅を訪問し、謝罪をして慰謝料の支払いと今後の当該地の施工方法の提案をしていくということでお話しております。

#### 【再発防止への取組み】

今回の問題点は、権利者である所有者 A に対して、施工方法などについて十分な説明がなされなかったこと、登記上の共有者である所有者 B にも権利者としての承諾を求めなかったことです。山林所有者と認識の不一致を起ささないようするために講じなければならない再発防止策として、チェックリストを作成し所有者の意向や権利関係を確認していきます。また、担当職員だけではなく組合全体で把握するようにし、森の力再生事業だけでなく、皆伐や利用間伐などの素材生産、保育間伐などの森林整備に共通して使用できるものとし、計画時、施工開始時などの要所で作成していきます。

補助金を交付する行政等から施工方法の提案を受けたときにも、山林所有者の立場に立ち、森林整備の深い見識をもって、判断できる職員の育成を目指していきます。